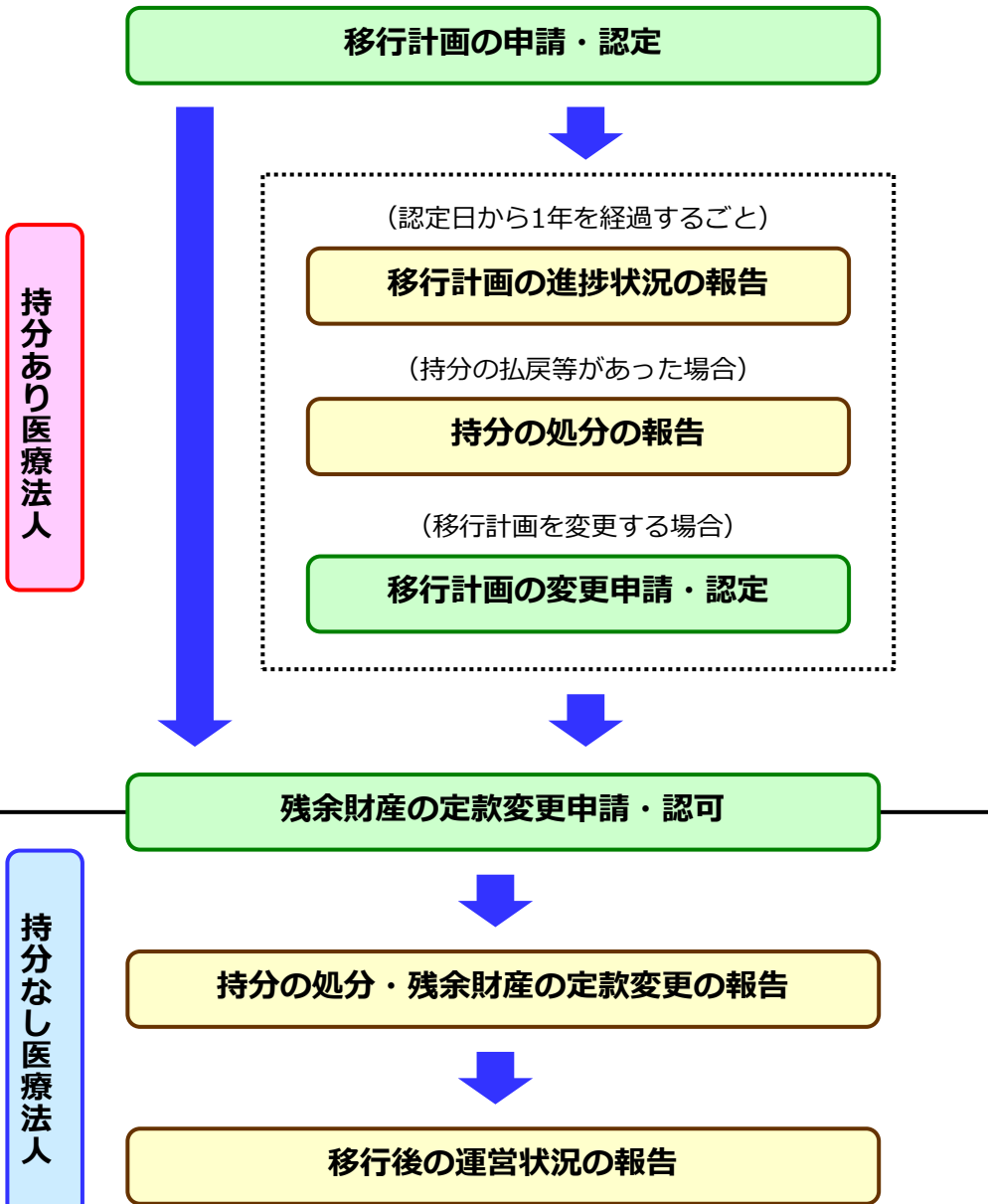


持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度

認定後の手続について

認定後の手続きの流れ



○移行計画の進捗状況の報告

持分なし医療法人への移行が完了するまでの間は、**認定日から1年を経過するごとに、3ヶ月以内**に、厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する必要があります。

※ 1年以内に移行を完了した場合は不要です。

○持分の処分の報告

出資者による持分の処分（払戻、譲渡、相続、贈与等）があった場合には、**その処分があった日から3ヶ月以内**に、厚生労働大臣にその内容を報告する必要があります。

※ 移行のための持分放棄のみであれば、残余財産の定款変更の報告と同時にを行うことが可能なため、この段階での報告は不要です。

○移行計画の変更申請・認定

移行計画の変更（移行の期限の延長など）を行う場合は、**厚生労働大臣に対して申請**を行い、移行計画の変更認定を受ける必要があります。

○残余財産の定款変更申請・認可

移行計画上に定めた**移行の期限まで**に、残余財産の帰属先に関する定款変更について、**各都道府県知事に対して申請**を行い、定款の変更認可を受ける必要があります。

この認可日をもって、持分なし医療法人への移行が完了します。

○持分の処分・残余財産の定款変更の報告

都道府県知事による定款変更の認可を受けた場合は、**その認可日から3ヶ月以内**に、厚生労働大臣にその内容を報告する必要があります。

※ 移行のための持分放棄についての報告も、この報告と同時に行うことが可能です。

○移行後の運営状況の報告

移行完了後6年を経過するまでの間は、**移行完了日**（定款変更認可日）**から1年を経過するごとに、3ヶ月以内**に、厚生労働大臣に運営の状況を報告する必要があります。

それぞれの報告における提出書類

提出書類	報告内容			
	移行計画の進捗状況	持分の処分	残余財産の定款変更	移行後の運営状況
それぞれの報告の根拠となる条項（医療法施行規則附則第60条）	1項	3項	2項	5項
実施状況報告書（附則様式第5）	○	○	○	
運営の状況報告書（附則様式第8）	○		○	○
直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書	○		○	○
医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（別添様式4）	○		○	○
定款（認可後のもの）、新旧条文対照表、定款変更の認可書			○	
出資者名簿（附則様式第3）		○	○	
社員総会の議事録の写し（定款変更について議決したもの）			○	
出資持分の状況報告書（附則様式第6）		○	○	
出資持分の放棄申出書の写し（附則様式第7）		○	○	
事務担当者連絡先（別紙1）	○	○	○	○

※ 各書類の様式や記載例については、以下の厚生労働省HPからご確認ください。
右のQRコードからもアクセスが可能です。

「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について（認定医療法人制度）」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>)



残余財産に関する定款変更について

- 移行計画に記載された移行の期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更について、都道府県知事の認可を受け、持分なし医療法人への移行を完了する必要があります。

定款上の条文（例）	変更内容
<p>第〇章 社員</p> <p>第〇条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p>第〇条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・・・ <p>第〇章 解散、合併及び分割</p> <p>第〇条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。</p> <p>第〇条 本団体が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国(2) 地方公共団体(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの	<p>①「社員」の章の、出資持分の払戻しに関する規定を削除してください。</p> <p>②「解散、合併及び分割」の章の、残余財産に関する規定について、左記のように変更してください。</p>

移行計画の変更について

- 認定を受けた移行計画を変更する場合は、**厚生労働大臣による変更認定**を受ける必要があります。
- 当初設定した移行の期限までに持分なし医療法人に移行することが難しくなった場合には、**移行の期限を延長することも可能です**。（最初に認定を受けた日から5年以内が上限となります。）
- 移行の期限までに移行が完了しなかった場合には、認定が取消しとなりますので、移行計画の変更を検討される場合は、なるべくお早めに厚生労働省医政局医療経営支援課までご相談ください。
- なお、変更認定を申請する際の必要書類は以下のとおりです。
 - ・ 移行計画変更認定申請書（附則様式第4）
 - ・ 変更後の移行計画（附則様式第2）
 - ・ 変更前の移行計画の写し
 - ・ 当初の移行計画認定通知書の写し
 - ・ 社員総会議事録の写し（移行計画の変更について議決したもの）
 - ・ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（別添様式4）
 - ・ 出資者の氏名及び住所が記載された書類（出資者名簿等）

報告書類の記載例①

○ 実施状況報告書（附則様式第5）

附則様式第5（附則第60条第1項から第3項まで関係）

実施状況報告書

令和3年 4月 1日

厚生労働大臣 殿

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

第2項・第3項の報告は併せて報告が可能。

- 1 実施状況報告の種別 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
 同条第2項に基づく報告
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)
 同条第3項に基づく報告

- 2 報告が必要となった理由が生じた日

令和3年 2月 1日

- 3 新医療法人への移行の進捗状況等
- 令和3年 1月
出資者からの持分放棄の申出
 - 令和3年 2月
残余財産に係る定款変更の認可

- 第1項に基づく報告の場合
認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- 第2項に基づく報告の場合
定款変更の認可を受けた日
- 第3項に基づく報告の場合
持分の処分があった日

○ 運営の状況報告書（附則様式第8）

附則様式第8（附則第60条第1項、第2項及び第5項関係）

運営の状況報告書

令和3年 4月 1日

厚生労働大臣 殿

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり、運営の状況を報告します。

記

- 1 実施状況報告の種別 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
 同条第2項に基づく報告
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)
 同条第5項に基づく報告
- 2 医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について医療法第54条の9第3項の認可を受けた日 年 月 日
- 3 法人の運営に関して、前回の報告時（初めての報告の場合には認定 から変更のあった事項
- 令和2年 9月
理事 △△ △△の退任
 - 令和2年 10月
□□クリニックの新規開設

第5項に基づく報告の場合のみ記載する。

添付書類

- 直近の三会計年度（医療法第53条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書
- 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

報告書類の記載例②

○ 出資持分の状況報告書（附則様式第6）

持分なし医療法人へ移行した際の記入例

基金に拠出した額については、「持分払戻額 D」欄ではなく「基金拠出額 G」欄に記入してください。

附則様式第6（附則第60条第3項第2号関係）

本報告書における評価方法に規定はありませんが、合理的な評価額を記載するようにしてください。

法人名：医療法人〇〇会

出 資 持 分 の 状 況 報 告 書

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ △△	3,000,000円	150,000,000円	16.67%	147,000,000円	円	円	3,000,000円	150,000,000円
2	△△ ○○	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
3	△△ □□	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
4	△△ ◇◇	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
5	○○ ○○	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
6	○○ △△	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
7	○○ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
8	□□ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
9	□□ ○○	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
10	▼▼ ▼▼	3,000,000円	150,000,000円	16.67%	円	150,000,000円	円	円	150,000,000円
～ (省 略) ～									
計		18,000,000円	900,000,000円	100.00%	735,000,000円	150,000,000円	円	15,000,000円	900,000,000円

「出資持分評価額 B」欄の合計と、「合計 D+E+F+G=H」欄の合計は金額が合致するようにしてください。

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者9名については、持分放棄に同意し、出資額部分を基金に振り替えた。
出資者▼▼ ▼▼については、持分放棄に同意せず、令和2年12月20日に退社し持分払戻を行った。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること。

報告書類の記載例③

○ 出資者名簿（附則様式第3）

持分なし医療法人へ移行した際の記入例

附則様式第3（附則第57条第2項関係）

出 資 者 名 簿

出資者による持分処分が完了した日を記載すること。
（出資持分の放棄申出書において、P.39の記載例のように放棄日を「都道府県知事による定款変更の認可日」としている場合、当該認可日と同日となる。）

法 人 名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

令和3年 2月 1日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1	△△ △△	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
2	△△ ○○	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
3	△△ □□	東京都千代田区□□4-5-6	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
4	△△ ◇◇	東京都千代田区□□4-5-6	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
5	○○ ○○	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
6	○○ △△	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
7	○○ □□	東京都千代田区□□5-6-8	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
8	□□ □□	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
9	□□ ○○	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
10	▼▼ ▼▼	▲▲県○○市□□町3-2	昭和60年2月1日	0円	有 ・無
11				円	有・無
12				円	有・無
13				円	有・無
14				円	有・無
15				円	有・無
16				円	有・無
17				円	有・無
18				円	有・無
19				円	有・無
20				円	有・無
	合 計			0円	

注 出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった場合は、出資者名簿の書き換えを行うこと。

○ 出資持分の放棄申出書（附則様式第7）

附則様式第7

出資持分の放棄申出書

令和3年 1月10日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法 人 名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□ 殿

住 所：東京都千代田区□□1-2-3

氏 名：△△ △△ 印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

- 1 出 資 先：(法人名) 医療法人 ○○会
- 2 出 資 者 名：△△ △△
- 3 出 資 時 期：昭和60年 2月 1日
- 4 出 資 額：金 3, 000, 000 円
- 5 放棄の内容：
 - 【全部放棄の場合の記載例】
 - ・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権
 - 【一部放棄の場合】
 - ・払戻請求を行う、金3, 000, 000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
 - ・基金として拠出する、金3, 000, 000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
- 6 放棄日：持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての○○県知事の認可のあった日

必ずしも具体的な日付を記載する必要はありません。
（このような記載とすることで、各出資者の放棄日を定款変更認可日に統一し、持分なし医療法人への移行完了に合わせて一斉に放棄する形をとることが可能になります。）

認定医療法人の認定の取消し

【取消要件①】

認定医療法人が移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合

【取消要件②】

厚生労働大臣は、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができる。

- イ 認定医療法人が、認定を受けた日から持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までの間に、運営に関する要件を満たさなくなったとき
- ロ 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき
- ハ 認定医療法人が合併により消滅したとき
- ニ 認定医療法人が分割したとき
- ホ 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき
- ヘ 認定医療法人が移行計画の変更（移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く）について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき
- ト 認定医療法人が厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、または虚偽の報告をしたとき

お問い合わせ先

- 制度についての詳細や、各報告書類の様式・記載例については、以下の厚生労働省HPからご確認ください。右のQRコードからもアクセスが可能です。

「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について（認定医療法人制度）」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>)



- 各報告をいただく際は、申請時と同様、以下宛先まで報告書類をご提出ください。メールによる提出も受け付けております。
 - 郵送でご提出いただく場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局医療経営支援課 宛て
 - メールでご提出いただく場合
ninteihoujin@mhlw.go.jp
- その他、制度内容や手続き方法についてのご不明点がある場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話 : 03-5253-1111 (代表・内線2608)

03-3595-2261 (直通)

メール : ninteihoujin@mhlw.go.jp